

# 前橋市DX推進のお知らせ

市内の事業者が業務の効率化を目的とし、ハードウェアやソフトウェアの導入、開発等によりDXの推進又は既存業務のデジタル化に要した経費の一部を補助します。

## ■ 対象となる店舗・事業所（次のいずれにも該当する必要があります）

- 1 市内で1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ていること。
- 2 個人又は会社であること。
- 3 業における主たる業種が日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいいます。）のうち、別表1記載業種に該当するもの。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業者に該当しないこと。
- 5 市税を完納していること。

## ■ 概要

	DX推進	デジタル導入
申請期間	令和4年4月25日から5月13日	令和4年7月4日から7月8日
補助率	1/3（小規模事業者は1/2）	1/2
補助上限額	150万円	5万円
事業所税加算	50万円	なし
対象となる経費	業務の効率化を目的としたソフトウェアの新規開発、導入及びソフトウェアの開発導入において必要となるハードウェアの新規導入・開発事業 例) 配車管理システムの新規導入 給与計算ソフトの新規購入	既存業務を新たにデジタル化するために必要な下記物品の購入事業（買替は除く） ・パソコン ・プリンター ・オフィス・セキュリティソフトのみ

- 共通事項
- ①補助対象事業費が1万円以上のもの（消費税等除く）
  - ②事業者が自らの事業の活動場所として使用する建物等（他社に賃貸する目的のものを除く）に設置、使用する設備
- ※原則市内事業者・店舗から購入していただく必要があります。  
他の補助金や税制上の優遇を受ける場合は補助対象となることができません。  
令和5年2月28日までに納品を受け、支払を完了させられるものに限りです。

※DX推進とデジタル導入は併用できません。

申請に関する事前相談を受付けています。積極的にご利用ください。

## お問い合わせ先・担当課

371-8601

前橋市大手町2-12-1 前橋市役所12階  
前橋市 産業政策課 産業政策・経済対策係

027-898-6983

（平日9:00-12:00、13:00-17:00）

このチラシは概要です。詳細については、前橋市HPにて「令和4年度前橋市DX推進補助金交付要項」をご確認ください。

